

令和8年熊本地震における住宅の応急修理 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和8年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、熊本県内（熊本市を除く）の20市町村（別紙1）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

- ③ 応急仮設住宅に入居していないこと。

※「6 応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

（2）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断

する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

757,000 円以内

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

367,000 円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（1）の1世帯当たりの額以内とする。

なお、同一住家に2以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を判断することになる。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、上記（1）のとおりである。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは（別紙 2図 1）のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第9号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

6 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

応急修理の期間中において応急仮設住宅を使用できる者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、工事期間が1か月を超えると見込まれる者とする。

当該工事期間の始期は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ時点とする。

応急仮設住宅への入居期間は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ日を開始日とし、原則として6か月以内とする。

7 関係様式

- ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（住宅の応急修理に関する参考資料）（様式第1号の2）
- ・ 資力に関する申出書（様式第2号）
- ・ 修理見積書（様式第3号）
- ・ 応急修理依頼書（様式第4号）
- ・ 応急修理実施連絡書（様式第5号）
- ・ 請書（様式第6号）
- ・ 工事完了報告書（様式第7号）
- ・ 応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第8号）

- ・「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料（様式第9号）

附 則

この要領は、令和8年（2026年）7月31日から施行し、令和8年（2026年）7月28日から適用する。

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、
葦北郡津奈木町

(以上令和 8 年 7 月 2 8 日適用)

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施

(参考)

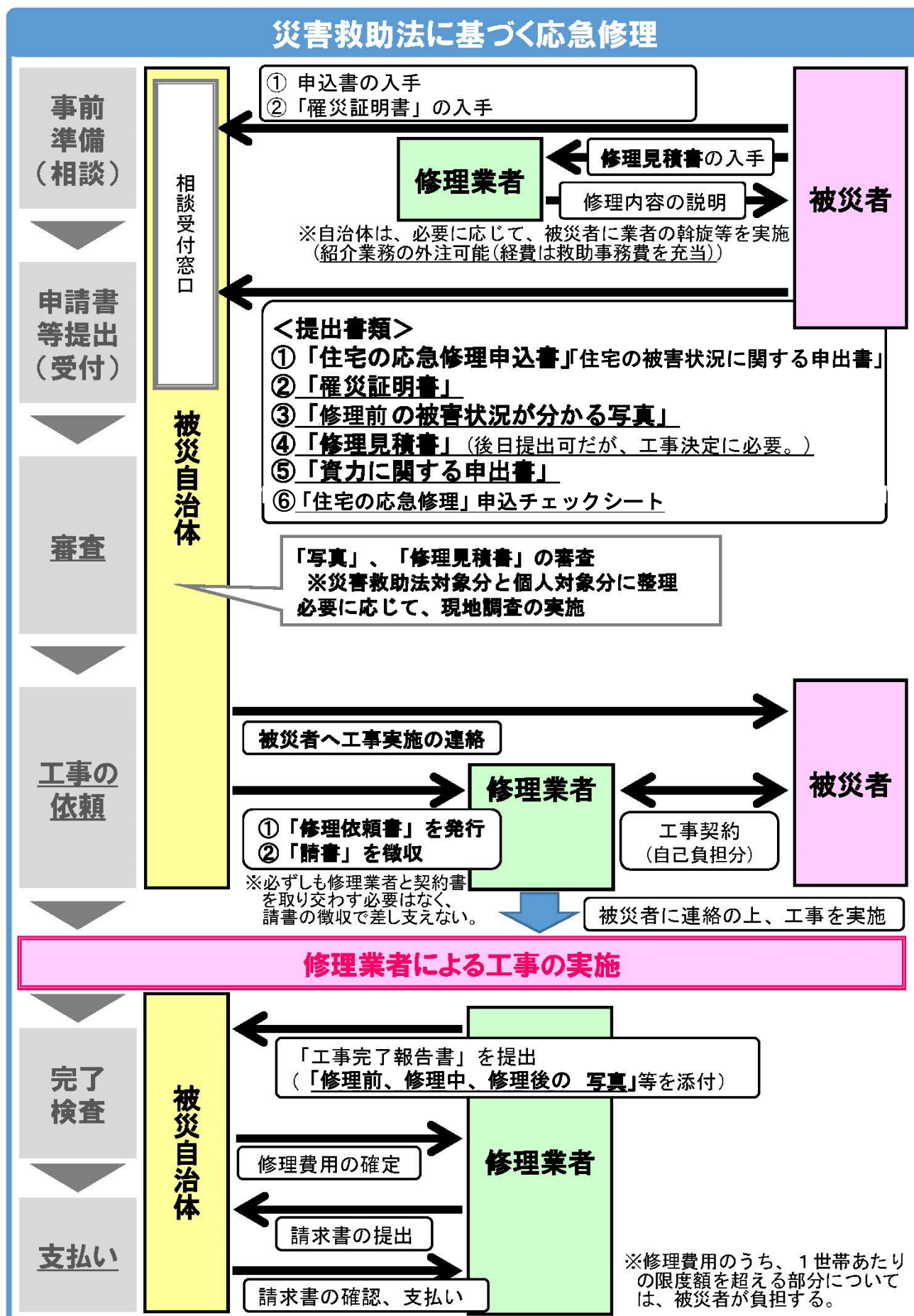
住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施	×	○
④ 罹災証明書の発行	×	○
⑤ 修理業者への業務内容説明	○	○
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）	○	○
⑥ 被災者からの申込様式の作成	○	×
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○	×
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）	×	○
⑨ 修理見積書の確認	×	○
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収	×	○
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明	×	○
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	×	○
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認	×	○
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い	×	○

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図 1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法に基づく住宅の応急修理申込書

〇〇市町村長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和 8 年 7 月 2 8 日

2 災害名 令和 8 年熊本地震

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

○市が発行する「罹災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
○中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第 2 号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

- | | | | |
|------|------------------|------|------------|
| ・ 屋根 | ・ サッシ | ・ 柱 | ・ 上下水道の配管 |
| ・ 床 | ・ ガスの配管 | ・ 外壁 | ・ 給排気設備の配管 |
| ・ 基礎 | ・ 電気、電話線、テレビ線の配線 | | |
| ・ 梁 | ・ トイレ | ・ ドア | ・ 浴室 |
| ・ 窓 | ・ その他（ ） | | |

5 賃貸型応急住宅への入居（半壊以上）（※該当するものに✓をつけてください。）

☐入居済み ⇒ 応急修理に申込できません

☐希望する ☐希望しない ☐未定 ☐申請済※参照

- └─▶（希望する場合のみ）応急修理期間について
- ☐1 か月を超えると見込まれる
- ☐1 か月を超えると見込まれない ⇒ 入居できません

※「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が 1 か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げからなっています。)

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

資力に関する申出書

〇〇市町村長 様

私、_____は、令和8年熊本地震のため、住家が（ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 半焼 ・ 準半壊 ）しております。

※いずれかに○をしてください

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円 （消費税込）

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円 （消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円 （消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
（工事内訳は、普段使用している見積書を添付してください。）

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

＜限度額＞全壊、大規模半壊、半壊の場合： 757,000円の範囲内

準半壊の場合： 367,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○を付けること。

〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

※受付後は最後に綴ってください。

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- ☐ 申込書（※申込書は「罹災証明書」の世帯主になっていますか？）
- ☐ 罹災証明書（写し）
- ☐ 修理前の被害状況が分かる写真
- ☐ 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
- ☐ 資力に関する申出書
 - 借家の場合 ☐ 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
- ☐ 住宅の被害状況に関する申出書

【対象者要件】

○ 「被害の区分」はどれに該当しますか？（罹災証明書を確認）

- ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊
- ☐ 半壊 ☐ 準半壊

○ 「賃貸型応急住宅」への入居を希望しますか

- ☐ 希望しない ☐ 利用を希望する
- ☐ 申請中または入居している※

※「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

【修理見積書依頼状況】

- ☐ 依頼済・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- ☐ 未依頼（修理業者の当てはある）
- ☐ 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者

令和 年 月 日

応 急 修 理 依 頼 書

_____ 様

〇〇市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼します。工事完了後、速やかに工事写真（修理前、修理中、修理後の工事写真）と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

令和 年 月 日

応 急 修 理 実 施 連 絡 書

_____ 様

〇〇市町村長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

請 書

印紙
貼付

- 1 件 名 : 邸 応急修理業務
- 2 履行場所 :
- 3 履行期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 : 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市町村の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 年 月 日 第 号

〇〇市町村契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

〇〇市町村長 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書

様式第 8 号

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳
《 邸 応急修理状況報告 》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中 写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後 写真	修理後写真	

(※修理申込者記入) 上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

《 邸 応急修理状況報告 》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

(※修理申込者記入) 上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

《 邸 応急修理状況報告 》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

(※修理申込者記入) 上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

適宜、ページは増やしてください。

様式第9号

令和 年 月 日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

〇〇市町村長 殿

施工業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和 8 年熊本地震による災害				
自治体名					
修理物件	邸（住所：				

邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

邸図面（１階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

邸図面（２階）

※損傷箇所が判るようにすること

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

2

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

3

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

4

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

5

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)